

## 「かごしま遊楽館工芸品ギャラリー」利用要領

### 1 目的

本県には、豊かな自然と歴史に育まれた独特の伝統的工芸品や、地域特有の資源や技術を活かした新しい工芸品等が数多くある。

これらの工芸品等を鹿児島ブランドショップ東京店工芸品ギャラリー（以下「工芸品ギャラリー」という。）において展示宣伝・販売し、県内作家等の発表の場および販路開拓の拠点として活用する。

### 2 設置場所

東京都千代田区有楽町1-6-4 かごしま遊楽館 3階  
鹿児島ブランドショップ東京店内 22.8 m<sup>2</sup>

### 3 利用期間

原則として、1週間以上2週間以内とする。

### 4 利用時間

午前10時～午後6時

### 5 利用対象品目

本県の工芸品等とし、例示すると、陶器、錫器、ガラス製品、鍛造品、木製品、仏壇、竹製品、漆器、紬・服飾品、郷土玩具、絵画等である。

### 6 利用者の資格

工芸品ギャラリーを利用できる者は、原則として下記のすべてに該当する者（個人、企業またはグループ等）とする

- (1) 工芸品ギャラリーの目的を理解し、首都圏へ積極的に販路拡大及び情報発信をしようとする者
- (2) 県内に事業所を有し、工芸品等の生産・加工を行い、併せて販売の業務を行っている者

### 7 利用申し込み等

- (1) 利用を希望する者は、指定する期日までにあらかじめ利用希望申込書（別紙様式1）により、申し込みを行うものとする。
- (2) 利用時期は、出展内容や効果等を総合的に勘案し、利用希望者と協議のうえ決定する。
- (3) 利用時期が決定した者については、別に定める利用許可申請書（別紙様式2）に必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出するものとする。
- (4) 利用許可の通知は、実施する1ヶ月前までに「工芸品ギャラリー利用許可書」により行う。

## 8 利用条件等

- (1) 出展物の説明・販売  
会期中の出展物の説明・販売は、原則として利用者の責任において行う。
- (2) 出展物の輸送  
輸送については、利用者の経費負担と責任において行う。
- (3) 出展物の設営・撤去
  - ① 設営・撤去の日時については、協議のうえ決定する。
  - ② 設営・撤去については、原則として利用者の責任において行うものとする。特に専門性を要するものについては、利用者が自ら行うものとする。
- (4) 出展物の管理  
利用許可期間における出展物は、善良な管理者の注意をもって管理するが、天災地変・盗難・その他の不可抗力等による損害についてはその責任を負わない。利用者は、必要に応じて保険等で対応すること。
- (5) 什器・備品等について
  - ① 工芸品ギャラリーの什器・備品等については、別添（図面1）のとおりとする。
  - ② その他の特殊な什器・備品等については、利用者の責任と負担により準備する。
- (6) 利用負担金  
売上額の20%以内とし、協議のうえ決定する。
- (7) 精算方法
  - ① 売上代金は鹿児島ブランドショップ東京店で一括管理する。
  - ② 売上代金は、入金後毎月末で締め、翌月15日までに上記の利用負担金を差し引いて、指定の銀行口座に振り込むものとする。但し、クレジットカードによる決済がある場合は、カード会社からの入金後支払うものとする。なお、カード手数料（4%）は、利用者負担とする。

## 9 その他

この要領に定めのない事項で、必要または疑義が生じた場合には、その都度、特産品協会と利用者が協議のうえ決定する。

（附 則）

この要領は、平成10年8月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成17年6月13日から適用する。

<工芸品ギャラリースペース>

